

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	新宿区	区分	単独・委託
キーワード	社協の法人による任意後見事業、情報提供希望者登録制度		

社協の強みを活かした任意後見を含む法人後見の実施

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	346,425人
面 積	18.22km ²
高齢化率	19.5%
地域包括支援センター	10か所
日常生活自立支援事業利用者数	112人
障害者相談支援事業所	21か所
療育手帳所持者数	1,669人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,013人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）



地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
632人	479人	109人	31人	13人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	67件	58件	53件	17件
内 高 齢 者	62件	57件	51件	17件
内 障 害 者	5件	1件	2件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
72人	13人	3人	63人

（養成数：2018（H30）年度末時点。）
（法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019（H31）年4月時点。）

3. 事例のポイント

▶社協の強みを活かした任意後見を含む

法人後見の実施

平成28年度から2年間の検討を経て、社会福祉協議会が法人後見に取り組む意義を整理。平成30年度より任意後見を含む法人後見を実施。

▶情報提供希望者登録制度による情報発信

相談や講座・研修後のアンケートにて希望を募り、成年後見センターだより等の情報を配信。

▶適切な区長申立ての実施

区直営の基幹型地域包括支援センターのほか、区内9ヶ所に委託の地域包括支援センターを運営しており、虐待対応を含む権利擁護業務を実施。区は、社協等からの区長申立ての提案をしっかりと受け止められる体制を整備。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ 任意後見制度
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2005 (H17) 年～	東京都が養成する社会貢献型後見人（市民後見人）の養成研修に区民を2名～3名程度を推薦。
2007 (H19) 年	区が権利擁護事業を委託し、新宿区成年後見センター開設。 Point 1
2017 (H22) 年	市民後見人が選任され、社協が法人として監督人業務を始める。
2014 (H26) 年～	新宿区独自の市民後見人養成研修開始。
2016 (H28) 年	区の要請もあり、専門委員会で社会福祉協議会による法人後見の検討開始。 Point 2
2018 (H30) 年度～	新宿区社会福祉協議会による法人後見を開始。 Point 3
2021 (R3) 年 4月予定	高齢者保健福祉計画等に、新宿区成年後見制度利用促進基本計画を包含する予定で、現在検討中。



POINT



Point 1

平成19年度以前は、区が権利擁護に関する業務を行っていました。区より「地域福祉を担当する社会福祉協議会だからこそ、権利擁護に関する業務を担当してほしい」と依頼され、「社協だからこそ、他ではできない権利擁護をやってほしい」と新宿区成年後見センターを開設しました。



Point 2

平成28年度、法人後見について検討を開始しました。もともと「社協ならではの権利擁護」がコンセプトだったこと、新宿区は後見に関する専門職の数が多い地域であることから、センター創設当時は法人後見への取り組みの必要性を感じていませんでした。しかしこの年、区から要請があったこと、社協としても以前より実施していた市民後見人の法人監督人業務をととして法人後見に取り組む意義を感じていたことから、検討を始めました。



Point 3

2年かけた検討の結果、①「福祉の視点×地域とのつながり」を生かした支援、②公共性が高く、安心して利用してもらえるという社協ならではの支援ができるということで、法定後見だけでなく、任意後見を含む法人後見事業を開始することになりました。

法人後見についての検討を重ねた専門委員会では、専門職からも「任意後見は関わる期間が長く、専門職が個人で受けるのに困難を感じる。ぜひ社協で取り組んでほしい」と賛同を得ました。

任意後見事業への需要が見えない中で、迷ったことがありますか？

任意後見の法人後見についての検討の際、「依頼が多く、数が増えすぎてできなくなるのではないかな？」という意見もありました。最終的に、「やりながら考える」「必要とされているから取り掛かろう」と、法人後見実施事業を開始しました。



Ⅲ. 新宿区成年後見センターの特徴について

1. 社協が法人として任意後見事業に取り組む意義

高齢者に限らず、単身世帯が多いのが、新宿区の地域特性です。平成19年度には、孤立死対策として、区の高齢福祉所管課が「ぬくもりだより」を発行、社協の地域ボランティアも「ぬくもりだより」の配布を希望する75歳以上高齢者に直接手渡しするという、区と社協の協働の見守りシステムが作られました。

平成28年度から2年にわたって行った専門委員会では、先行自治体の任意後見の法人後見事業、身元保証の事業についての情報収集、視察を行い、専門職も交えて以下の2点を整理しました。

①「福祉の視点×地域のつながり」を生かした支援を行える

地域の見守りを生かし、任意後見契約後、判断能力が不十分になったことを発見でき、適切な時期に監督人選任の申立てを実施し、発効できる

②社会福祉協議会は公共性が高く、安心して成年後見制度を利用してもらえる

平成30年度から法人後見実施事業に着手し、法定後見6件受任、任意後見6件を契約中です。

(令和元年12月末現在)

2. 任意後見の法人後見の体制

任意後見事業では、任意後見契約とあわせて「見守り訪問（1か月に1回訪問して状況を把握、1回1000円程度）」をセットで契約することを必須として、判断能力の低下を見逃さず支援することとしています。このほか、オプションで、「日常的金銭支払い支援（判断能力はあるが、身体上の理由で金銭管理の支援が必要な場合に支援を受ける）」を契約することもできます。

また、亡くなったときに財産の相続問題が起きないように、公正証書遺言の作成を必須でお願いしています。公正証書遺言の作成には、社協は一切内容に関与しないこととし、専門職を紹介しています。

任意後見発効後の報酬については、流動資産額に応じて月額1万円から5万5千円の設定です。契約締結に当たっては、弁護士、司法書士、社会福祉士、区担当者から構成される受任検討委員会において受任に関する意見・助言を受けます。

平成30年度は、年6回の任意後見事業説明会を実施、計196名の区民の参加があり、現在、6件

の任意後見契約となりました。全件が80代後半の本人からの相談で契約となりました。事業開始当時は、利用者は独居の高齢者でしたが、最近の傾向として、同居する配偶者や子に疾患や障害があり、世帯の生活面や財産管理面を主として担っている人との契約もあります。世帯全体の将来への備えとして、利用を考えたとのことでした。

説明会参加者数に比べて契約者数が少ないようにみえますが、元気なうちから見守り訪問を受ける必要はないと考える人がいたり、毎回説明会に参加してじっくり考えている人がいたり、参加者が真剣に検討していることが伝わってきます。説明会参加後に、専門家に相談できる予約制の相談会を実施し、すでに困りごとを抱えて任意後見の利用を考えている参加者にも、対応できるようにしています。

★新宿区の成年後見センターだよりのURL

http://www.shinjuku-shakyo.jp/files/open/magazines/5de499f8coionybreae_pdf.pdf

3. 情報提供希望者登録制度

任意後見事業の最初の説明会には、定員いっぱい60人の参加がありました。このように、説明会のお知らせが成年後見制度に関心のある区民に届いているのは、センターが「情報提供希望者登録制度」で情報提供しているからです。

センターでは、専門相談の利用や成年後見制度の入門講座、関連するテーマ別講座を実施していますが、その際配布するアンケートに、「情報提供希望者の登録を希望するかどうか」、選択して

もらっています。年間200人から300人の情報提供希望者への登録があり、3年に一度、登録を継続するかどうか確認する文書を郵送、登録者情報を更新しています。

この情報提供希望者へ、成年後見センターだよりや、センター主催の講座のお知らせ等を送り、鮮度の高い情報を届けています。

4. 適切な区長申立てを可能とする実施体制

新宿区では、年間50件から60件の区長申立てを実施しています。区の高齢支援課は、地区担当制となっており、虐待対応等困難事例への対応と並行して、区長申立ての事務も担っています。委託型の地域包括支援センター以外に、区直営の基幹型地域包括支援センターがあるため、区職員が現場の権利擁護の事情を理解しており、社協が「区長申立てが必要だと思う」と区に相談した事案について、連携して進めています。

区長申立ての事案については区がマッチングをしています。

現在、区の成年後見制度利用促進計画については、令和3年4月からの高齢者保健福祉計画等に包含する予定です。

この計画において、新宿区成年後見センターを中核機関として位置づけることを検討しています。

区担当者より

成年後見センターは、社協らしさが生かせる取り組みであり、社協らしさが区民に示せる取り組みだと思います。

区として胸を張って「実施しています！がんばっています」といえる取り組みになっていると感じています。



■参考URL 連絡先

新宿区福祉部地域福祉課

TEL：03-5373-3517

新宿区社会福祉協議会

新宿区成年後見センター

TEL：03-5273-4522

URL：http://www.shinjuku-shakyo.jp/business/centernogoannnai/